

生駒市規則第 27 号

生駒市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 の見出し中「第 2 条の 3 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号ウ」に改め、同条各号列記以外の部分中「第 2 条の 3 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「第 2 条の 3 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号ウ」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 条例第 2 条の 3 第 3 号に規定する市長が定める特別の事情に該当した場合

第 2 条の 4 の見出し中「第 2 条の 4 第 2 号」を「第 2 条の 4 第 3 号」に改め、同条中「第 2 条の 4 第 2 号」を「第 2 条の 4 第 3 号」に改め、「あるのは「1 歳 6 か月到達日」と」の次に「、同条第 3 号中「第 2 条の 3 第 3 号」とあるのは「第 2 条の 4」と」を加える。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に、「第 3 条第 8 号」を「第 3 条第 7 号」に、「条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合又は条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に
育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請
求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員
が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の
配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地
方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。）の期間の末日とさ
れた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされ
た日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間
の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である
場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が
当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第4条第2項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第
3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の
1条を加える。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条
例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期
間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌
日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）
前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に
している育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる
日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条を削る。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合であって、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって当該書面の交付に代えることができる。

第8条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条の次に次の1条を加える。

（再度の育児短時間勤務をする場合の養育計画の申出）

第11条 条例第11条第6号に規定する当該子を養育するための計画については、育児短時間勤務計画書（様式第3号）により任命権者に申し出るものとする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第4条」を「第3条、第4条」に、

育児休業の承認 育児休業の期間の延長

再度の育児休業の承認 育児休業の期間の再度の延長

を

(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)

」

育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)

同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)

育児休業の期間の最初の延長

育児休業の期間の再度の延長

に、

(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)

」

「(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の)」を「(生駒市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月生駒市条例第1号。以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする)」に、「生駒市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月生駒市条例第1号。以下「条例」という。)」を「条例」に、「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の)」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする)」に、「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員 (当該期間内に産後休暇 (生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成7年3月生駒市規則第4号) 別表第2の8の項に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の

育児休業をする場合を除く。)」を「においては」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第6条」を「第5条」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第11条関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者) 殿		提出年月日		年	月	日	
		申出者 所属		職・氏名			
<p>生駒市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について、次のとおり提出します。</p> <p>なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>							
1 請求に係る子							
子の氏名		生年月日		年	月	日	
2 請求者の計画							
請求期間		年	月	日から	年	月	日まで
再度の請求予定期間		年	月	日から	年	月	日まで
3 備考							

注

- (1) 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- (2) 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- (3) 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第4号中「第14条」を「第13条」に改める。

様式第5号中「第18条」を「第17条」に改める。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(1) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）別表第2の12の項

(2) 生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月生駒市規則第13号）別表第1の8の項

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの

第16条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下

である職員を除く。)」を「（第10条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市職員の育児休業等に関する規則の規定により提出されている様式は、第1条の規定による改正後の生駒市職員の育児休業等に関する規則の規定により提出された様式とみなす。